

○先端教学推進機構規程

令和4年11月24日
法人規程第58号

先端教学推進機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する先端教学推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 機構は、筑波大学（以下この条において「本学」という。）に先端的な教育システムを導入することにより、優れた教育コンテンツの充実を図るとともに、教育の国際展開を推進し、もって本学の教育の発展及び学修の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 先端的な教学に係る方針及び実施計画の策定及び推進並びにその総括に関すること。
- (2) 先端的な教学に係る教授法の開発及びファカルティ・ディベロップメントの企画並びに実施に関すること。
- (3) 先端的な教学に係る学修状況の分析及び可視化並びに学修支援情報の提供に関すること。
- (4) 国際化に対応したオンライン授業コンテンツの構築に関すること。
- (5) オンライン授業システムの高度化及びオンライン授業コンテンツの発信に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 機構は、教育を担当する副学長（以下「担当副学長」という。）が職員のうちから指名する構成員（以下「機構構成員」という。）で組織する。

(機構長)

第5条 機構に機構長を置き、大学教員のうちから学長が指名する。

- 2 機構長は、機構の業務を総括する。

(機構構成員の任期)

第6条 機構構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、機構構成員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の機構構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の機構構成員は、再任されることができる。

(運営会議)

第7条 機構に、業務に関する事項について協議及び連絡調整を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 担当副学長
- (2) 機構長
- (3) 第11条に規定する部門長
- (4) 機構構成員のうちから担当副学長又は機構長が必要と認める者 若干人

3 運営会議に議長を置き、前項第2号の構成員をもって充てる。

4 議長は、運営会議を主宰する。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(運営会議の開催)

第8条 運営会議は、毎月1回開催することを常例とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、臨時にこれを開催することができる。

(部門)

第9条 機構に、次に掲げる部門を置く。

- (1) 教育開発普及部門
- (2) 教学情報連携分析部門
- (3) 学修環境高度化部門

2 教育開発普及部門は、第3条第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる業務を行う。

3 教学情報連携分析部門は、第3条第3号及び第6号に掲げる業務を行う。

4 学修環境高度化部門は、第3条第5号及び第6号に掲げる業務を行う。

(部門構成員)

第10条 前条第1項第1号から第3号までの各部門は、機構構成員のうちから担当副学長が指名する者（以下次条において「部門構成員」という。）をもって組織する。

(部門長)

第11条 第9条第1項第1号から第3号までの各部門に部門長を置き、部門構成員のうちから担当副学長が指名する。

(事務)

第12条 機構に関する事務は、関係する部課室の協力を得て、教育推進部教育推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、令和4年12月1日から施行する。